

# 公 示

第五管区海上保安本部長公示第 21 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

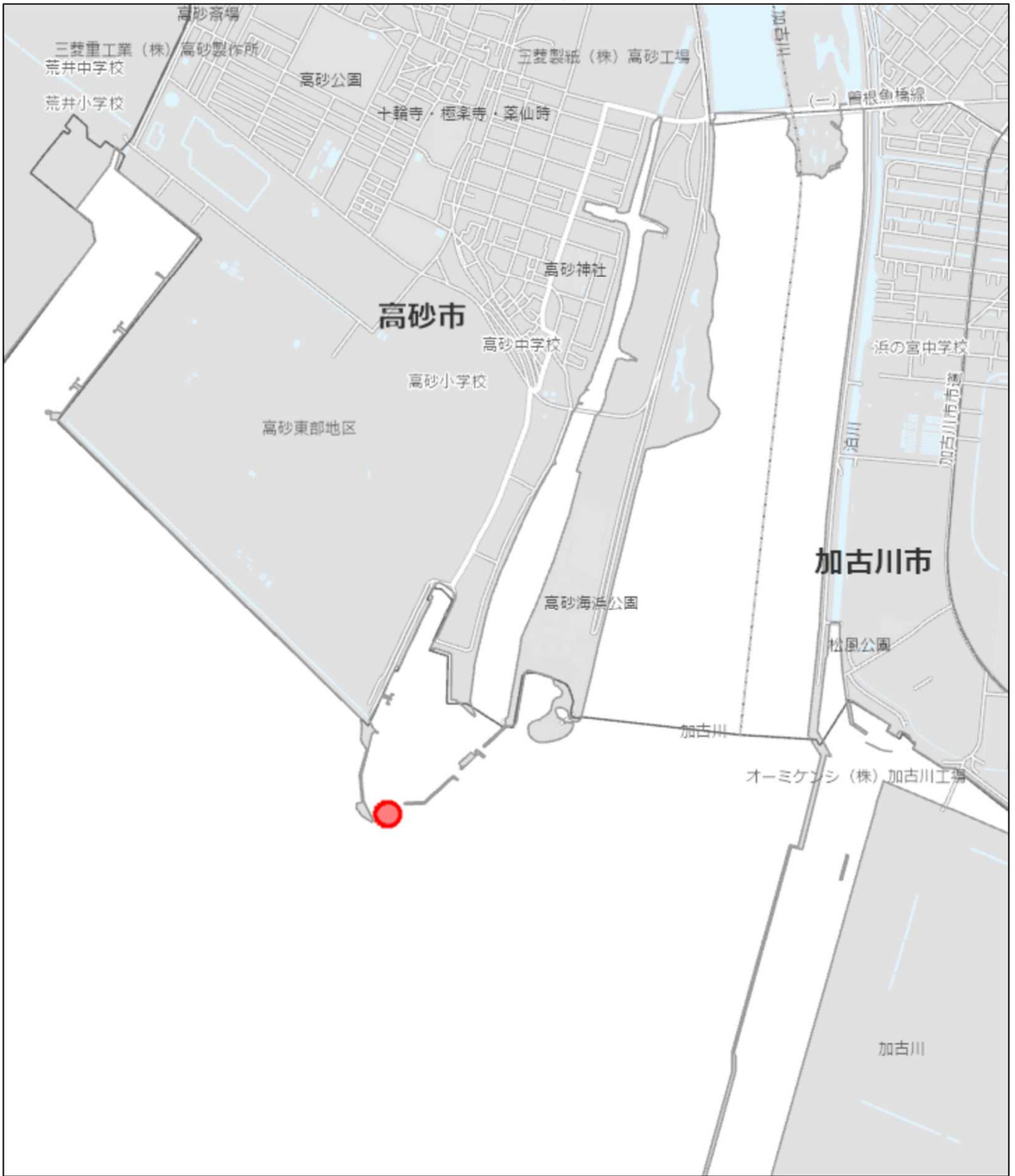
令和 8 年 6 月 29 日

第五管区海上保安本部長

鍬 本 浩 司（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - （1）名 称 兵庫県東播磨県民局
  - （2）住 所 兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木 97-1
  
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - （1）区 域 東播磨港  
（別添付図のとおり）
  - （2）期 間 令和 8 年 8 月 1 日から  
令和 8 年 8 月 31 日までの内 1 日間
  
- 3 水路測量の実施方法  
GNSS による測位及び音響測深機による測深を実施する。
  
- 4 航行船舶に対する安全措置  
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。

# 付 図



 : 測量区域

海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

出典: 海洋状況表示システム  
(<https://www.msil.go.jp/>)